

港区立伝統文化交流館管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と伝統文化交流館運営共同事業体（以下「乙」という。）は、令和7年3月31日付けで締結した「港区立伝統文化交流館管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

原協定書第17条第2項を次のように改める

（本施設の改修等）

第17条

2 本施設の修繕については、1件につき200万円（消費税を含む。）を超えるものについては、甲が自己の責任及び費用負担において実施するものとし、1件につき200万円（消費税を含む。）以下のものについては、乙の責任及び費用負担において実施するものとする。

本変更協定の締結に証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 8年 4月 1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港区長 清家 愛 印

乙 港区赤坂四丁目18番13号
公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団内
伝統文化交流館運営共同事業体
代表団体 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団
理事長 田中 秀司 印